介　護　老　人　保　健　施　設　シ　オ　ン
短期入所療養介護（ショートステイ）利用料金

月額費用として、(1)施設サービス費＋(2)居住費･食費＋(3)その他日常生活費＋(4)加算料金 を お支払い頂きます。
（利用者様の介護度および利用料金負担段階、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます）

1．施設サービス費（1割負担分）

介護度	２床・４床室	個室
要介護１	830　円	753　円
要介護２	880　円	801　円
要介護３	944　円	864　円
要介護４	997　円	918　円
要介護５	1,052　円	971　円

2．居住費・食費（１日あたり）

利用料金負担段階	居住費		食費
	２床・４床室	個室	
第４段階	510円	1850円	1,760　円
第３段階	①②430 円	①1370 円 ②1470円	①1030円　②1360円
第２段階	430 円	550円	600　円
第１段階	0 円	550 円	300　円

3．介護給付以外の料金（その他日常生活費）

項　目		料　金	内　容
日常生活品費		140　円／日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、おしぼり、消毒液等、日常生活上の便宜に係る費用
教養娯楽費		160　円／日	レクリエーションで使用する材料に係る費用
特別室料	個室	1,500　円／日	特別室（個室、2床室）利用の場合
	２床室	1,000　円／日	
理美容（カット）代		2,000　円／回	出張理髪業者による理美容（定期的に施設内にて実施）を利用の場合
洗濯代	入浴時の衣類一式	360　円／回	私物衣類を洗濯した場合の洗濯代
	上記以外に洗濯を要する場合	220　円／回	
テレビ使用料		220　円／日	テレビをレンタルされた場合にお支払いいただきます。 （個室利用は無料）
タオル賃借料（業務委託）		150　円／日	入浴時に使用していただくタオルに係る費用
買い物代		実　費	個人の買い物を行う場合の品代

4．加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項　目	料　金	内　容
送迎加算	184　円／回	自宅まで送迎を行った場合に、片道につき加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（Ⅱ）	51　円／日	･在宅復帰･在宅療養支援等指標が40以上であること。 ･地域に貢献する活動を行っていること。 ･介護保健施設サービスⅠの基本型またはユニット型介護保健施設サービス費Ⅰの基本型を算定していること。
	51　円／日	･在宅復帰･在宅療養支援等指標が70以上であること。 ･介護保健施設サービス（Ⅰ）の在宅強化型を算定していること
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	22　円／日	以下の要件を満たした場合に加算されます。 ①　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合に加算されます。 ②　介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上である事。
	18　円／日	介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置されている事
	6　円／日	･介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置されている事 ･介護保健施設サービスを行う介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上である事 ･介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上である事。
夜勤配置加算	24　円／日	基準(入所者20名に対し1名)を上回る人員を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション加算	240　円／日	医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリ計画を作成し、それに基づき、医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリを実施した場合、加算されます。
重度療養管理加算	120　円／日	要介護4～5および厚生労働大臣が定める9項目の状態（喀痰吸引、人工呼吸器、経腸栄養等）の利用者に、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に加算されます。

若年性認知症利用者受入加算	**120 円／日**	若年性認知症の利用者を受け入れ、介護サービスを提供した場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	**200 円／日**	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合。
療養食加算	**8 円／回**	基準に適合し、都道府県知事に届け出て食事の提供を行う施設が、療養食を提供した場合に加算されます。
総合医学的管理加算	**275 円／日**	治療を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として加算されます。 ① 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載。 ② 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う。 ③ かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行う。
緊急短期入所受入加算	**90 円／日**	利用者の状態や家族の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。 ※利用を開始した日から起算して7日を限度
口腔連携強化加算	**50 円／回**	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回限り所定単位数を算定。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬に掲げる歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
緊急時施設療養費 緊急時治療管理	**518 円／日**	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったとき。
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	**（Ⅰ） 3 円／日**	・施設における利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している事。 ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に実施していること。 ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を加算の配置要件の対象に加える
	（Ⅱ） 4 円／日	・加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等実施している事 ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師加算の配置要件の対象に加える。 ・当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
生産性向上推進体制加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	**（Ⅰ） 100 円／月**	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
	（Ⅱ） 10 円／月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）イ（Ⅰ）ロ （Ⅱ）イ（Ⅱ）ロ （Ⅲ） （Ⅳ）	**（Ⅰ）イ 所定単位数 ×9.0%**	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に9.0%を乗じた額が加算されます。
	（Ⅰ）ロ 所定単位数 ×9.7	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に9.7%を乗じた額が加算されます。
	（Ⅱ）イ 所定単位数 ×8.6%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に8.6%を乗じた額が加算されます。
	（Ⅱ）ロ 所定単位数 ×9.3%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に9.3%を乗じた額が加算されます。
	（Ⅲ） 所定単位数 ×6.9%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に6.9%を乗じた額が加算されます。
	（Ⅳ） 所定単位数 ×5.9%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に5.9%を乗じた額が加算されます。